

発議案第 2 号

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 4 日

八千代市議会議長 大塚 裕介 様

提出者	八千代市議会議員	木 下 映 実
賛成者	八千代市議会議員	林 利 彦
	同	林 隆 文
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める。

これが、本案を提出する理由である。

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中、新しい地域社会の構築は地方自治体にとって喫緊の課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症のまん延を防止する上で、人と人との直接的な接触を低減させることが引き続き必要となるため、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府のデジタル田園都市国家構想の取組を始め、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来したのである。

よって、本市議会は国に対し、全ての子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動等、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化を推進するため、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

1 全ての子供たちの学びの継続のために

感染症のまん延防止や不登校児童・生徒への柔軟な対応等により、全ての子供たちがどこでも安心して学びを継続できるように、リモート授業を実施するための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化等、各家庭の状況に配慮した対応が可能となるよう、所要の措置を講じること。

2 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民の医療への適時適切なアクセスを目的として、オンライン診療等を誰もが受けられるようにするため、現在オンライン診療実施の前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配置するとともに、その存在と役割を周知する広報活動の充実等、全ての住民が「かかりつけの医師」につながるができるようにするための取組を強化すること。

3 新しい分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、転職なき移住を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、さらに、移住者への住宅取得支援や通信料の軽減等、分散型社会の構築への総合的な取組を強化すること。

4 持続可能な地域の医療と介護のために

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、看護及び介護分野の人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するため、その機能と安全性を適切に評価した上での人員配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

5 地域住民の安全で安心な移動のために

政府は、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度から全国18か所で実施してきたが、技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装が進むように、導入要件の検討や補助事業の創設等に早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

八千代市議会

提出先

厚生労働大臣様

デジタル大臣様

内閣府特命担当大臣（地方創生）様

デジタル田園都市国家構想担当大臣様